

# 韓国における中高年女性の ダブルケア負担と制度的不正義

宋多永・白暎欣／相馬 直子 訳

---

## 序 論

- 1 理論的検討
- 2 韓国保育政策の限界と制度的不正義
- 3 事例分析—— 家族内のダイナミクス（権力関係）と結合した制度的不正義の再現

## 結 論

## 序 論

少子化、高齢化、女性の経済活動への参加の増加により、保育や介護といった社会サービスのニーズが高まっている。しかし、良質な社会サービスの不足が問題であり続けている。こうしたケアの不足—— さらにいえばケアの危機—— は、代表的な新しい社会的リスクと言われる。このようなケアの危機への対応としてのケアの社会化（福祉国家論では、通常「脱家族化政策」と称されている）政策は、近年、福祉国家論の中心をなしている（Esping-Andersen et al., 2002; Esping-Andersen, 2009; ソンダヨン, 2014）。おおむねケアの社会化政策は、これまで家族が担当したケアを国家が分担、支援することにより、ケアの危機を克服していくことができているという前提に基づいている。しかし、ケアの社会化政策は、脱家族化、脱ジェンダー化の程度に応じてかなり多様な様相を帯びる。脱家族化と脱ジェンダー化が適切になされ、適正な水準のケアと女性の経済活動への参加を同時に成し遂げた国家もあれば、逆にそうでない国家もある。韓国と日本は脱家族化はもちろん脱ジェンダー化の程度が他国に比べて大幅に遅れたことが示されている（ユンホンシク・ソンダヨン・キムインスク, 2011; Ochiai, 2009, 2014）。これにより、被介護者は、適正な水準のケアを受けることができず、かつ女性の労働者や介護者は不安定な二重の地位にとどまる結果が示されている。結局、ケアの社会化政策にもかかわらず、男性と企業のフリーライド（ただ乗り）が続き、以前と同様に、女性、低所得者、移民者などに、ケアの責任が再び集中する不正義が再生産されている。

『ケア民主主義』（*Caring Democracy*）と題する著作の中でトロントは、このような現象を「(制度的) 不正義」と呼ぶ（Tronto, 2013）。正義とは、過去から蓄積されてきた不平等と不自由を公正に再調整することを意味する。国家のケア政策の制度化が、過去から蓄積されてきた不平等が社会構造的に隠蔽されている問題を、根本的に変革しないことで不正義が再生される。トロントは、特

に市場メカニズムがケア責任再分配の構造的不平等を隠蔽するのに重要な役割を果たすことを強調する。つまり、ケアへのニーズが個人（家族）が持っている個別の資源や慈善によって市場を通じて解決されるならば、ケアはあたかも個人の能力や運の問題と見なされる。これにより、資源が多い人は、ケアをより多く受けることになるが、そうでない人はケアを受けることができない不公正な結果が生じ、長い間続いてきた不平等と過去の不正義を正すよりはむしろ拡大することになる<sup>(1)</sup>。男女間のケア分担のための、新たなジェンダー秩序は（非公式もしくは公式）市場でのベビーシッター（nanny）雇用によって遅延され、ケアが依然として女性の持分として認識されて割り当てられることで歪曲される。結局、ケアの再市場メカニズムが結合されると、伝統的なジェンダー秩序が再構成するだけで不平等と搾取が温存される不正義が固定化される。

本論文では、トロントの不正義概念を拡大適用し、社会政策の制度的不正義が家族内の不平等な権力関係によって複数の世代にわたるケア責任が中高年の女性に集中している、ダブルケアの現実注目する。韓国と日本は、過去20～30年の間に保育、介護などの社会的ケア政策を拡大してきているにもかかわらず、女性の経済活動参加率の増加は、OECDで最も下位にとどまっており、M字型構造、非正規職、臨時職、パートタイムなど周辺部の労働者としての地位に変化がないという類似性がある。20～30代の比較的安定した正規職にとどまった女性は、出産、子育てによるキャリア中断後の労働市場に復帰できないか、復帰しても二重労働市場の周辺部の労働者に固着する傾向が顕著である。このような二重のしがらみによって女性は30代以降のライフサイクルで家族の中で持続的に与えられたケア役割を遂行することになる。つまり、全生涯にわたって労働市場で不安定な地位にあるために、有償労働をしてもケアニーズが発生すると、家族介護者としての経路に構造化される（ソングヨン、2014）。

近年、日本と韓国で増えているダブルケアは、このような女性の労働市場内の不安定な地位と、長年の家長長制家族下のケアラーとしての強固な地位が結合されて示された結果である。ダブルケアというのは、女性のケアラーの役割が主に一世代の被介護者に限定されるものではなく（若い世代の女性は子育て、中高年の女性は高齢者介護）、二世代以上にわたるすべてのケアを引き受けなければならない状況をいう。中高年女性の視点から、ダブルケアとは伝統的に行われてきた老父母ケア以外に、「労働市場で仕事をしていないため」、あるいは「仕事をして、非正規職、低賃金に集中しているため」、家族内の追加的ケアニーズ（ほとんど子どもと孫）が発生すると、若い男女間にケア労働を再分配せずに、中高年女性が担わなければならない状況であるといえる（チェヨン・シムギョンス、2014）。これら中高年女性は通常、労働市場内の周辺化された影の労働者であって、家族での追加的ケアニーズに一次的に応答する対象となっている。すなわち、子ども世代（女性）の雇用維持の葛藤を解消する防波堤の役割をするものである。加齢により身体的健康水準が落ち始

---

(1) Tronto (2002) は、アメリカの専門職、高所得、高学歴夫婦が、移民女性を通じてケア問題を解決することを、典型的な市場不平等のみならず、ジェンダー平等の遅れだと評価する。すなわち、こうした夫婦のケアニーズ充足と雇用部門でのジェンダー平等は、移民女性の搾取的なケア労働をもとに成し遂げられたのであり、中間層の子どもに対し、移民女性からの労働と（生物学的）母からの圧縮的管理が結合することによって、「女性たちを通じた」集中的母性（intensive mothering）規範を強化するため、ケアにおける不正義を維持しジェンダー平等を遅らせることと評価する。

め、自分のケアが必要なライフサイクルを迎えた中高年女性が、伝統的に社会の中で期待された老父母ケアに加え、若い世代の娘と嫁の有償労働をサポートするため、孫ケアをしなければならないという「ダブル（多重）負担」の現実に直面する（Soma and Yamashita, 2013）。児童養育をめぐるケアの分配が、世代内の男女間の分担がなされず、世代を超えて中高年の女性に転嫁される過程と原因を、ケア民主主義の観点からあらためて分析する必要がある。

本論文では、ケアの社会化政策が拡大してきたにもかかわらず、世代間の複数のケアニーズが中高年女性に、なぜ、どのように集中するかという構造とメカニズムを分析する。ある社会では、子ども、高齢者、障害者など被介護者のためのケアの総量が存在する。したがって、社会的ケア政策の核心は、被介護者のためのケアを誰が、どのように分担するかの問題である（Fraser, 1994; Jenson and Sineau, 2003; Tronto, 2013）。もし、あるグループがケアを分担していない場合、その分のケアの量は他のグループに転嫁されるほかはない。最終的には国家を通じた社会的ケア政策は、いくつかのケアの主体が均等に、平等に、公正に分配され、適正な水準のケアを受けることができるようにすることが重要な鍵となる。つまり、社会的ケア政策は、既存のケアをめぐる不平等と不正義を解消しながら、十分なケアができるようにしなければならない。本論文は、韓国社会政策の制度的不正義が、ミクロ水準の家族内ケア分担の再配分に及ぼす影響を主に分析する。具体的には、老父母ケアの主な当事者と思われた中高年女性が、なぜ、いかにして、孫まで責任を負うケア過剰の状況に直面するのかを検討する。

本論文では、まず、韓国の社会的ケア政策全般の現状を検討し、様々な政策が従来の不平等と不正義を改善しないまま、量的拡大にとどまる限界を批判的に分析する。特に長時間労働慣行、遅延した仕事と家庭との両立の社会構造の中で拡大した保育政策の制度的不正義を批判的に検討し、ダブルケアをしている中高年女性のインタビュー事例を通じ、制度的不正義が家族内の世代間ケア転嫁で現実化される文脈を明らかにする。結論では、中高年女性のケア過剰の現実を変化させることができるケア分配の新しい方策を提案する。

## 1 理論的検討

ケア（caring）は、生産中心の社会構造を変革することができる哲学原理として、フェミニストが関心をよせてきた。ただし、ケアに関する議論は、いくつかの重要な論争を経て、民主主義社会の重要な政治的課題として浮上してきた（Gilligan, 1982; Held, 2006; Kittay, 1999）。初期のケアに関する研究は、ケアが愛の労働としてロマンチック化される弱点を批判し、トロント（Tronto, 2013）はケアを重要な政治的課題に浮上させた。トロントは、個人的互惠関係を基にしているが不平等な権力関係が介入する政治的過程としてケアを定義し（Tronto, 2001）、ケアをめぐる、非民主主義的に作動する責任分配方式を批判し、ケア民主主義を提唱する（Tronto, 2013）。トロントは、すべての社会のメンバーが必要だけケアをすることができる自由を与えなければならないとし（ここでは、ケアをすることができる自由だけでなく、状況に応じて、すべてのケアを一人で抱えないという拒否の自由も含む）、階層、家族の背景、人種、民族に基づいて差がなく平等にケアを受けることができなければならない、ケアをめぐる発生する個人の生活を制約する既存の社会、

経済、政治制度を、正義をもって再調整していかなければならないと指摘する。つまり民主的ケアとしての責任倫理を実現するためには、ケア領域をただ私的、個人的な関係ではなく、公的、社会的領域での制度化で拡張する必要性を強調している。より根本的には、トロントは公的領域での制度化過程を通じて、私的關係でのケアの非民主性を弱体化させていくことができると考えている。

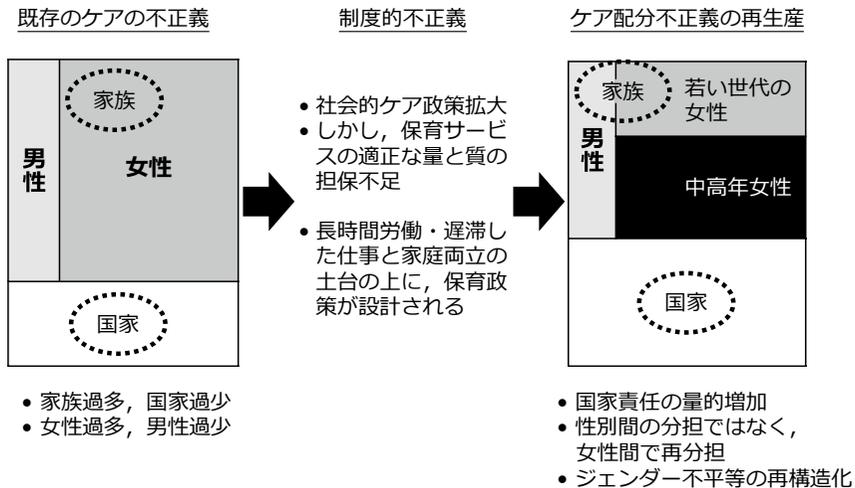
結局、トロント(2013)によれば、社会政策は、正義の観点から、過去から蓄積されてきた不平等と不自由さを公平にすることを目指す。正義は、特に市場に依存することにより、過去の不正義が再生産されたり拡大されていることを警戒する。正義は、すべての市民が(ケアにある)平等な機会を持つようにするために、すでに構造化されている過去の不正義を最小化する方法でケア責任を分配することを意味する。正義は、民主的実践と制度、すなわち、支配的でない方式の参加(inclusion)を必要とする民主的実践と制度を要求する。

特に、トロントは社会構成員すべてが同じ出発点と到着地にいないという点に基づいて正義にアプローチする。正義という次元で「市場は中立的ではない」という点を個人のケアの責任問題と連動して考えてみると、いくつかの種類のパズルが見える。つまりケアをめぐる従来の構造的な不平等は、多くの場合、市場の威力によって解消されることで、従来の不正義が隠蔽されて持続する傾向が強い。市場で強固な地位を持つ人(通常男性、高所得層)は、市場にいるという理由で、ケアの責任から外れ、市場での安定的な所得保全を通じ、より多くのケアを安定的に提供される。トロントは、これをブートストラップ型フリーライド(自動実行型のただ乗り)と呼ぶ。一方、市場での副次的地位により多くのケアをする人(通常は女性、低所得者、移住者など)は、それによってケアを受けることができないという市場の逆説がある。一方、政府や政府官僚による助けが必要な人に慈善を施す方法、つまり、大変なのでケアを提供するという社会政策は、既存の市場(社会)秩序を温存させたまま、フリーライド(ただ乗り)する人に「一応することはした」という免罪符を与えるだけでトロントは言う。このように、市場や政府からの制度的不正義は自然に家族の分配に転嫁され、階級、性別の権力構造と結合して私的次元の不正義が再生産される余地を残す。

したがって、社会的ケア政策は、市場秩序の中心の男性のフリーライド(ただ乗り)が容認されている悪循環を削減しながら、既存の不平等と不正義を積極的に解消することに焦点を当てる必要がある。これにより、「一緒にケア」「分担するケア」という新しい状況を創り出し、既存の不正義を越えて民主的ケアの正義を実現することができる。一方、正義原則を積極的に社会政策に受容していない場合、ケアを適正な水準で受けることができないグループが持続的に量産されており、ケア労働が家族内であれ、一国内であれ、世界的次元での女性と男性の間の再分配がなされず、女性間の再分配としてなされる不正義が発生する余地がある(Duffy, 2005; Parreñas, 2015)。通常、女性間の再分配は、既存の権力関係に内在する再分配方式と同じように社会的により優越した地位のある女性が(ex. 労働市場で働く若い世代の女性、高所得の女性)が、そうでない女性(例えば、家族内でケアを担当する女性、中高年の女性、低学歴と低所得の女性)の労働を抑圧、搾取する形で表われているという問題がある。結局、ケア労働の社会化政策が進行しても、ケア分配正義を積極的に実践しなければ、さらに巧妙に変形した家父長制を擁護する。すなわち、ジェンダー不平等は持続し、むしろ女性内部の間の格差だけ大きく広がる危険性を内包している。したがってケア再分配の正義を実現するための方法論を具体的に模索する必要がある。本論文は、ケア再分配の正義

が、ケアの社会化政策にもかかわらず、行われていない理由について、制度的不正義を媒介としたマイクロ次元でのケア労働再分配の過程を明らかにしようとするものである（図1）。

図1 ケアの分析枠組



出典) 筆者作成。

## 2 韓国保育政策の限界と制度的不正義

少子化と高齢化により、良質な社会的ケアの不足は、「ケアの危機」「ケアの空白」とでもいえるべき、新しい社会的リスクといえる。特に、良質な保育制度の整備は、若い世代の女性の雇用におけるジェンダー平等を実現するうえで大きな鍵となるものである。子どものケアの問題は、雇用におけるジェンダー平等の実現という観点から、韓国では重要な政策課題となってきた。これに関連して、保育政策は、女性のキャリア断絶と最も密接に関連している重要な政策領域として、国家の責任化がなされたが、国家の保育政策に対する責任が、予算支援や保育施設の増加にとどまったまま、最も大きな矛盾と思われる民間市場の過剰を解決しなかった（次頁表1）。これにより、保育士の低賃金構造と、それに伴う低い保育の質、児童虐待の露呈などが構造的な問題として指摘されてきた。韓国社会は、2013年以降、全階層の無償保育、幼稚園や幼児園間の格差をなくしたヌリ教育課程が導入され、共働き夫婦中心の全日制保育を全面施行するなど、積極的な政策の流れを示している。提示された政策の意図通りなら、共働き夫婦の養育負担は、保育施設のサービスを通じて脱家族化が可能である。政府は、女性の経済活動参加を促進するため、専業主婦を半日制カスタマイズ型保育で排除し、共働き夫婦に全日制保育の優先順位を付与している。それでも共働き夫婦に対しては、信頼かつ安心できる水準の質を担保できなかった民間の保育施設を通じた供給が大部分で、キャリア維持の有用な政策代案となっていない（ベクギョンフン・ソングヨン・ジャンスジョン, 2017）。実際の保育施設で児童虐待発生件数も増え、保育施設そのものへの不信感が増している。教育委員会所属の共に民主党パクチャンデ議員によって教育部と保健福祉部から提出された

『最近5年間幼稚園・保育園教職員児童虐待および暴力現況』資料によると、幼稚園は2014～2017年に818件、保育園は2013～2017年に2,356件の児童虐待事故が発生したことが明らかになった(表2)。

表1 保育施設類型別分布(年度別)

( )内は%

年	計	国公立 保育施設	社会福祉 法人 保育施設	法人 団体等 保育施設	民間 保育施設	家庭 保育施設	協同 保育施設	職場 保育施設
2005	28,367 (100)	1,473 (5.2)	1,495 (5.3)	979 (3.5)	12,769 (45.0)	11,346 (39.9)	42 (0.1)	263 (0.9)
2008	33,499 (100)	1,826 (5.5)	1,458 (4.4)	969 (2.9)	13,306 (39.7)	15,525 (46.3)	65 (0.2)	350 (1.0)
2011	39,842 (100)	2,116 (5.3)	1,462 (3.7)	870 (2.2)	14,134 (35.5)	20,722 (52.0)	89 (0.2)	449 (1.1)
2013	43,770 (100)	2,332 (5.3)	1,439 (3.3)	868 (2.0)	14,751 (33.7)	23,632 (54.0)	129 (0.3)	619 (1.4)
2015	42,517 (100)	2,629 (6.2)	1,414 (3.3)	834 (2.0)	14,626 (34.4)	22,074 (51.9)	155 (0.4)	785 (1.8)
2016	41,084 (100)	2,859 (6.9)	1,402 (3.4)	804 (2.0)	14,316 (34.8)	20,598 (50.1)	157 (0.4)	948 (2.3)
2017	40,238 (100)	3,157 (7.8)	1,392 (3.5)	771 (1.9)	14,045 (34.9)	19,656 (48.8)	164 (0.4)	1,053 (2.6)
2018	39,171 (100)	3,602 (9.2)	1,377 (3.5)	748 (1.9)	13,518 (34.5)	18,651 (47.6)	164 (0.4)	1,111 (2.8)

出典) 保健福祉部(各年度), 保育統計。

表2 最近5年間幼稚園・保育園教職員の児童虐待の現状

年度	2013	2014	2015	2016	2017**
保育園	232	295	427	587	815
幼稚園	—*	99	203	240	276
合計	232	394	630	827	1,091

注) 保育施設は、中央児童保護専門機関、幼稚園は学校安全共済会と中央児童保護専門機関提出資料に基づいたものである。

\* 幼稚園の統計資料は、2014年度から作成。

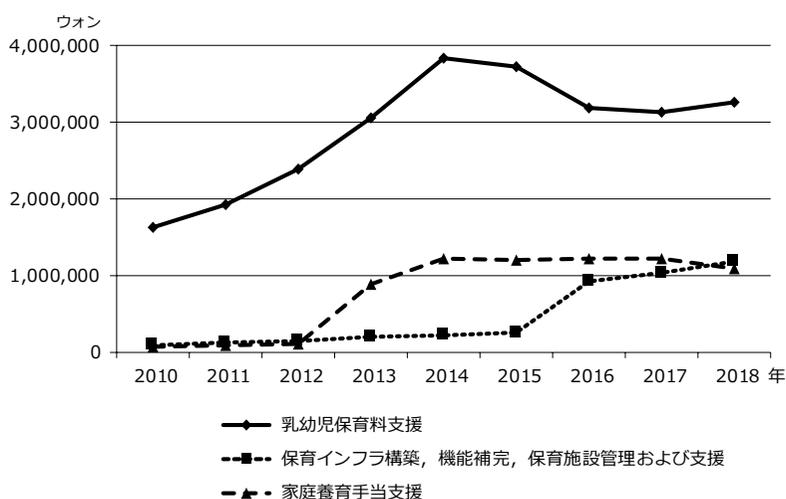
\*\* 2017年度は確定していない件数があり暫定値である。

出典) 国会教育委員会、共に民主党、パクチャンデ議員室資料集(2018年)。

民間保育施設への不信は、家庭で養育手当を受けることがよいという認識をもたらしてきた。実際、韓国では、本格的に保育施設が拡大し始めた2005年以降、わずか3年後の、2008年に養育手当制度を導入した。その後、対象と支給額を増やし、2018年現在、全体の年間保育予算の20%を占め、保育サービスを補完するよりはむしろ、代替する現象まで現れている(保育統計, 2018)。図

2からわかるように、保育政策の総予算が急増しているにもかかわらず、保育施設インフラ拡充のための努力は、過去10年間ほぼ停滞し、民間保育施設への保育料支援が主であり、保育施設を利用することではなく、家で子どもを育てる家庭が増え、養育手当の予算と養育手当利用家庭の子ども数が急増する様相を見せている。ケアの社会化政策が徐々に再家族化の様相を帯びているのである。特に2018年9月から、韓国は児童手当を10万ウォンまで支給し始めた。ここに、乳幼児のための栄養プラス支援事業まで加わると、平均30万ウォンをはるかに超える現金が支給されている。今後、不安定で競争力のない雇いで働く女性たちが（仕事を離れて）家庭内の養育を担当する性別役割分業の構造が強固になる可能性が高まっている。

図2 保育予算項目別推移（年度別）



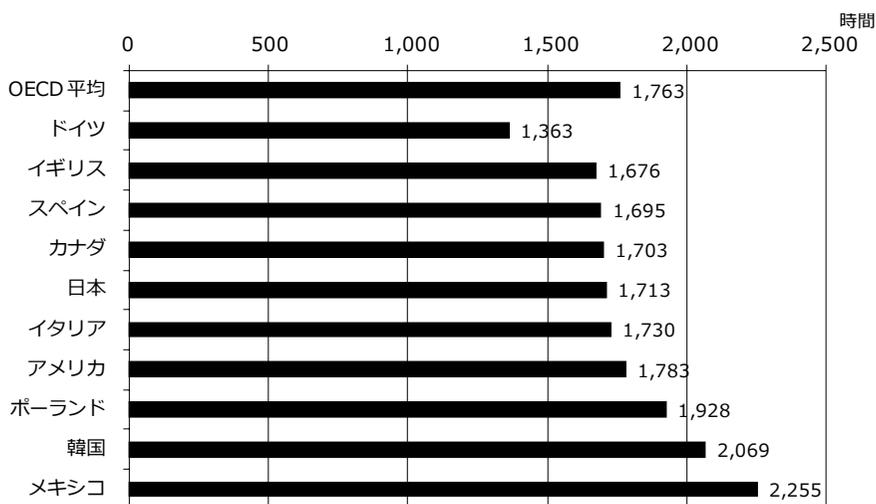
注) 保育スタッフの人員費は補助教師、代替教師人員費、農漁村保育教師特別手当などを含む金額。ただし、2016年度からは、前年度に比べて保育教職員人員費が増加し、保育インフラの構築が減少しているのは、保育予算の統計で教師勤務環境改善費の項目が教職員人員費に含まれて計算されているからである。

出典) 保健福祉部(各年度)、保育統計。

また、韓国社会の慢性的な慣行となっている長時間労働文化は、保育政策が発展しても、幅広い死角地帯を多く生み出す主な原因となっている。韓国は2016年の基準年平均労働時間が2,069時間で、OECD 34カ国のうち、メキシコの次に最長の労働時間水準である(次頁図3)。男性を中心に長時間労働の社会的文化が広範囲であることがわかる。女性でも週40時間以上の労働者の割合はOECDの平均51.0%であるのに比べ、韓国は69.0%にも及ぶ(OECD, 2016)。このような長時間労働は勤務時間と保育時間の不一致を生み出す。つまり、保育時間と父母の退勤時間の不調和によって、ケアの広範囲な死角地帯が発生する。これに加えて、家にいる専業主婦の子どもが保育規定時間よりも早く帰宅させる状況で、肝心の全日制保育政策が働く母親のためにきちんと作動していない問題(ベクギョンフン, 2017)もある。ベクギョンフン(2017)によると、就業女性の子どもたちも、正規の時間まで保育施設にいたことが申し訳ないことと見なされ、またその時間内もきち

んとしたケアを受けないまま、放任されている問題も生じている。特に、長時間労働と頻繁な夜勤文化は、共働き家族が保育施設に児童を預ける時間のルールを日常的に破る可能性を高めている。長時間労働慣行と正規労働以外の追加業務を当然視する社会の中で、共働き家族の保育施設利用はいつも不安と時間との戦いの連続である。

図3 OECD 国家別労働時間の現況



出典：OECD database

このような労働時間と保育時間内の広範囲にわたる死角地帯、頻繁な夜勤と長時間労働で生じる不安な状況は、祖父母ケアを呼び戻す。祖母（中高年女性）の孫ケアは、労働中心の社会と保育政策の死角地帯が作り出した巨大な隙間の中で、若い世代の女性が頼ることのできる実際の代替となっている（キムヤンジョン, 2015; イユンジン・グォンミギョン・ギムスンジン, 2016; チェイニ, 2014; チェイニ・キムヨンラン・ヨムジヒェ, 2012）。乳幼児の個人養育支援サービス利用実態を調査した政府の資料によると（保健福祉部, 2018）、祖父母利用率が80%を超え、民間育児ヘルパー（9%）、公共の子どもヘルパー（3.9%）、非同居親戚（3.2%）の順で、特に働く母親の83.7%が祖父母に依存している。働く母親の平均労働時間（8時間54分）と平均保育利用時間（7時間42分）の間の約1時間程度の差を考慮すると、祖父母の助けがなければ児童が保護者なしで放置されている問題が深刻になると予想される。首都圏の長い通勤時間まで考慮すると、かなりのケア空白が存在することがわかる。ところが、このようなケア空白に対する社会的ケア政策は、根本的な対策を議論するよりは、簡単に活用することができる中高年女性の労働力を代案として提示している。このように中高年の女性は、「祖父母」という理由で保育政策の死角を補完するために動員される「てこ」の役割とされている。

### 3 事例分析——家族内のダイナミクス（権力関係）と結合した制度的不正義の再現

#### (1) 研究方法

本研究では、ケアの社会化政策が拡大しても、まだ家族（通常祖父母）からのケアに大きく依存している韓国の矛盾状況の原因を探ろうとしてきた。本節では、上記で言及した韓国の保育政策が内包する制度的不正義が、家族関係の中でどのように祖父母ケアに収斂されるのかを見てみよう。すなわち、社会的には、2013年以來、無償保育システムが整い、すべての6歳以下の子どもたちが保育施設を利用することができる基盤が用意されたにもかかわらず、（現在すべての子育ての負担を終え、新しい人生を準備することを期待されている50～60代の女性が）祖母として孫ケアを一手に引き受ける過程には、単に、アジア諸国の家族主義ではなく、不完全な政策が不便な選択をさせている制度的不正義が作動している。実際、孫を祖父母がケアする現実には、家族構成員の悩みに応じた決定のように見えるが、そこには一社会の政策や制度が内包する問題と限界によって制約された選択という不正義のメカニズムが作動している。結局、保育政策の制度的不正義は、個々の家族の最終的な保育方法の決定に制約を加え、50～60代の女性の非自発的孫ケア選択と再家族化の傾向を再生産・強化する。

本節は、このような矛盾した現実の過程を示すために、50～60代の女性（祖母）を対象に、深層面接の事例分析を実施した。本来、深層面接は韓国50～60代の女性のダブルケア現況と実態を把握するための目的で行われたが、インタビューを実施する中で、なぜ保育政策が拡大したにもかかわらず、中高年の女性（祖母）による孫のためのケア責任が減らないのかという問題意識を持つようになった。深層面接の調査対象者の事例を整理すると、次頁表3の通りにまとめられる。

#### (2) 事例分析の結果

韓国社会で祖父母の孫ケアは、フルタイム中心の就業、長時間労働慣行、保育機関の児童虐待の問題が、強い家族主義と合わさって、成人した子どもの世代の経済活動への参加の重要な代案となっている（ユフィジョン・イソル・ホンジス、2015）。「全国保育実態調査（世帯調査報告）」（保健福祉部、2018）の結果を見ると、2018年度には2012年度と2015年度に比べて祖父母が助けてくれる割合が子ども（孫）ケア、経済的支援、家事支援などで少し高くなり、兄弟姉妹や近所の人、友人が助けてくれる回答比率は低下した。特に、働く母親の世帯で子どもを直接ケアする活動で、親以外の子育て支援者の中で祖父母が49.6%と最も高い。祖父母が孫ケアの責任を実質的に担う家庭が増えたものと思われる。これは何を意味するだろうか。まず政府の失敗により、社会的なケアが提供されないという社会の不正義がある。この不正義によって、女性は前の世代にわたってケア責任から逃れることができなくなっている。そして、この社会的不正義が、家族内不正義へと拡張し、ミクロな次元で家族内でのダブルケアとして表れているのである。

第一に、韓国の場合、保育政策が拡大してはきたが、主に民間中心の信頼できない構造として定着し、多くの家族は保育施設に対する不信感を持っている。民間保育施設は、ほとんどの保育士や幼稚園教諭の賃金が低く、コストを削減するために保育士や幼稚園教諭が管理業務まで行うため、

表3 深層面接調査対象者の人口学的特性とダブルケア状況

番号	ケア対象	利用サービス	ダブルケア状況
事例1	姑(93), 孫(男・6)	療養保護士, 幼稚園	姑ケア(20年以上同居, 7年前から挙動不審)を主に, 孫ケアを不定期にしている。娘が病気の義父と子育てをして倒れないよう開始した。
事例2	実家の母(83), 息子側の孫(女・10)	なし	実家の母のケア(3年間同居, 膝軟骨が擦れて歩けない)と息子側の孫ケアを同時にしている。
事例3	姑(91), 孫(女・3ヶ月)	家族療養保護士の資格取得	娘夫婦が家に来て, 孫娘が乳離れるまで同居中。娘は3ヶ月休職した後に復職。交通事故で身動きが難しい姑ケア(5年目同居)と孫娘のケアを同時にしている。
事例4	姑(82), 娘側の孫(女・4)	幼稚園	娘の家に通いながら孫ケア。年老いた姑も同居しながらケアをしている
事例5	義父(99), 孫(女・小1)	老人ホーム	働く嫁の3ヶ月の育児休職後から孫娘のケア。息子夫婦と結婚時から同居中。義父は3年前から老人ホームの訪問介護。
事例6	実家の母(90), 孫(女・3ヶ月)	老人ホーム	ベビーシッターで働いていたが, 娘が孫をみてほしいとのことで仕事をやめる。平日は娘の家に行き, 孫娘をケア。実家の母は老人ホームに入って2年目。土曜日に行って1泊2日のケアをしている。
事例7	姑, 甥の孫(男・2)	老人ホーム, 国家公立保育園	姑は老人ホームの訪問介護(3年目)。甥孫ケア(2年目で甥の家にて)。保育園17時頃お迎えし甥の帰宅まで(通常19時から22時の間)孫ケア。
事例8	姑(93), 息子側の孫(男・4)	療養保護士, 保育園	息子側の孫ケア(近居, 7-8ヶ月目まで終日みていたが, 現在は保育園後にケア)。認知症の義母ケア。
事例9	夫の両親(80), 孫(4), (実家の両親)	療養保護士	22年警察に勤務し, 認知症に倒れた義父と義母をケアしようと(3年目同居), 仕事をやめる。息子(学生夫婦)と同居しながら孫ケア。実家の両親ケア(同じマンションに居住)。
事例10	姑(97), 娘側の孫(女・4)	療養保護士, 保育施設	孫娘ケア(保育園 後, 午後ケア)。姑ケアに責任がある。姑は地方に住んでいるが, 電話で療養保護士を管理し, 週末には訪問してケア。経済的支援する。
事例11	実家の母, 息子側の孫(女・6ヶ月)	療養病院	息子の孫娘ケア(義理親と半分ずつ分担。週2回訪問)。実家の母ケア(ホスピス病棟へ毎週1回訪問)。
事例12	姑(85), 娘側の孫(女・6)	幼稚園	義両親ケア(姑は関節が痛く身動き困難, 毎月1, 2回の訪問, 食事, 掃除, 布団洗濯など)。孫ケア(5年目, 夫も一緒にケア)。
事例13	姑(96), 息子側の孫(女・4), 息子側の孫(男・3ヶ月)	老人ホーム, 保育園	姑ケア(3年目の老人ホームの訪問ケア)と孫2人をケア。
事例14	姑(95), 実家の母(85), 息子側の孫2人(5歳, 100日)	療養保護士, 保育サービス	夫の両親ケア(結婚後から同居。姑が認知症)。実家の母が認知症でケア(実家の父が同居しながらケア, 娘が毎週ケア)。孫は毎週1-2回家に訪ねて行ってケア。
事例15	姑(90歳以上), 息子側の孫2人(6・7)	療養サービス, 幼稚園	孫ケア(第一の孫は毎日連れて来てケア, 第二の孫は引越したため時々助けが必要とき訪問ケア)。義母は田舎に住んでいて週末に行ってケア。
事例16	実家の母(93), 娘側の孫(娘・6)	療養保護士, 幼稚園	娘の家の近くに住んで孫娘ケア(朝食を食べさせて幼稚園登院, 帰宅して夕食を食べさせて娘の帰宅までケア)。実家の母親ケア(腰と足が痛く歩行困難, おかず作り, 2-3日ごとに訪問)

事例 17	実家の母, 娘側の孫	なし	娘の家に住んで孫ケア。実家の母親ケア (遠くにいて電話で安否確認, 娘が順番に持ち回りケア)
事例 18	実家の母, 娘側の孫 (女・3), 息子側の孫 (女・1)	なし	息子側の孫ケア (平日みて, 週末に家に送る)。娘側の孫ケア (娘が在宅勤務して一緒にケア)。実家の母ケア (同居)。

出典: 筆者作成。

時間に追われる傾向がある。これは、保育士や幼稚園教諭が保育に集中しないまま放置したり、難しい児童を扱う過程で言語的・精神的・身体的虐待を加える可能性を高めている。このような保育施設での虐待や放任は数多くの親の一次的関心事とならざるを得ない。児童虐待や放任は、親が保育施設を好まない主な原因である (ユフィジョンほか, 2015)。保育施設の公共化がはるかに遠いなかで、これらの家族が選択することができる代案は、第一に子どもの母親が仕事を辞めるか、第二に保育施設にいる時間を最大限に減らし、早く降園した後に「信頼できる」誰かに任せるか、第三に保育施設に入れずに誰か「信頼できる」人が子どもをケアしながら養育手当を受ける、の中の一つである。簡単に言うと、もし保育施設が児童虐待などの心配がなく信頼でき安心できるのであれば、保育施設の利用が重要なポイントとなる。結局、若い世代の女性が有償労働をやめずに探すことのできる「信頼できる」人は、家族構成員の中で中高年女性 (実母/姑) へと帰着する。この時、中高年女性が労働市場で仕事をしているのかは重要な問題ではない。専業主婦で生涯を生きてきた中高年女性は、老父母ケアに追加して孫ケアが要求されると、「ただ家にいるという理由」で堂々と拒否することができない (事例 4, 16)。労働市場で仕事をしていても副次的で周辺的な地位にあると、労働市場の核心部にいる若い世代の女性と男性のために、いつでも退かなければならない二次労働力としてみなされる (事例 6, 7, 9)。

現在老父母ケアと孫ケアをする中高年女性は、このような問題の声を発している。現在実家の母をみながら孫の養育手当を 20 万ウォンもらい、息子側の孫をケアしている事例 18 は、児童虐待の問題がなければ、保育施設に入れて午後だけ少しは見てあげたいと話している。実家の母、孫娘、娘 (成人) の生活まで二世帯の家事をする事例 6 は、保育施設は信頼できず、孫娘を見るのがとてもしんどくて、家事を誰か代わりにやってくれることを望んでいる。ただ、働いている娘ではなく、ヘルパーの女性や家政婦を求めている。義父と孫娘をケアしている事例 5 は、先生が信頼できる保育施設であれば、乳児期でも入れたいと話す。姑、定年退職した夫とともに息子をみるが、孫娘まで多重ケアをすることとなった事例 3 は、「保育施設へ行くと虐待の塊」と、孫を直接ケアするきっかけを話す。事例 10 は、養育手当をいくら多くもらっても、孫から与えられる喜びがあることはあるが、一日中 365 日、ダブルケアをすることは「地獄」であるとする。認知症の両親、孫をケアすることはとても大変で、鼻血も出て関節炎にまで苦しんでいながら、「保育施設が危険」という理由で、孫を保育施設に預けられない。保育政策の信頼性がないため、祖父母の世代は自分が望まない選択をせざるを得ないという現実を示している。このような事例は、保育政策の不正義が、私的な不正義で拡大しているダブルケアの連関を示す。結局、不正義の連続的な再生産を断ち切るためには、良質な保育のインフラを拡充する方向の積極的な制度改革が必要とされる。

第二に、労働中心の生活の中での全面的な改革を含まない社会的ケア政策は、ケアが常に労働市

場に円滑に戻るように従属しなければならないという不文律の不正義を強化させている。どのような状況でも、労働市場からの課題を優先する社会的前提は、市場内の男性中心の構造を、家族内ケアをめぐる家族関係にそのまま適用される。男性はより多くの収入を得るために、一次的ケアラーから抜け、労働市場の核心部に入らなければならない。若い世代の女性もケアラーから除外される正当性を確保される。現在、家族内ケア予備軍は、中高年女性である。長い間、老父母ケアは中高年世代(女性)がライフサイクル上で生じる当事者の分担として一律的に受け入れてきた(事例1～18)。

しかし孫ケアは、成人した子どもが引き受けなければならない責任について、世代内性別分担がされないまま中高年女性に転嫁されて、世代間、女性間の分担として再分配され、ダブルケアという歪曲した構造を持つようになっていく。したがって老父母ケアに孫ケアを追加で務める過程に現れた力学をより注目して分析する必要がある。ダブルケアに苦勞するにもかかわらず、中高年女性がダブルケアを務める最も重要な理由は、「子どもが心おきなく職場生活(または学業)ができるよう、助けてあげよう」ということが提起されている(事例1を除くすべてのケースが該当)。

実家の両親と孫ケアの事例17も、娘の仕事が専門職でやめさせることができず孫をケアするようになった。事例4も、自分がキャリア断絶されたことについて大きな後悔があり、娘から孫を任されるのを拒否できず引き受けた。課長に昇進していく「誇らしい」娘に、社会的ケア政策だけでは児童ケア問題が解決されないことをすでに知っている母親世代が、娘の「自由」な選択のためにダブルケアを自任する現実をよく示している。事例10も、姑が仕事をして息子側の孫ケアができない状況で、一生懸命勉強した娘に専門職を放棄させるのがいやで、孫をケアしている。認知症の舅と姑をケアしている状況で、学生の息子夫婦の孫までケアする事例9は、本人がケアしなければ、息子夫婦が喧嘩して卒業もすることができないため、ダブルケアの道に入ったという。ダブルケアをしながら、20年間奉職した巡査職をやめた。「息子夫婦の将来のための犠牲」だと自分の心境を語る。このように、中高年世代の女性の追加の孫ケアは、社会的ケア政策が不十分な中で成人した子どもの経済活動への参加を可能にする物質的土台となっている。成人した子どもの世代の労働権が、中高年世代の過度なケアを拒否する権利を放棄することで保障されている。

一つ特異な点は、ほとんどのインタビュー事例で中高年世代がダブルケアを引き受けることになる過程で、男性、特に自分の子育てと関わる若い世代の男性(息子や義理の息子)のケア分担役割の言及がほとんどないことである。中高年女性の配偶者である夫は、ダブルケアの補助者として言及されることもあるが(事例12)、ほとんど三食を日常的にケアをしなければならない存在として扱われている(事例11, 12を除くすべての事例)。これは、家族間で生じる追加ケアニーズは、男性のまた別のフリーライド(ただ乗り)が前提とされており、女性と女性の間での分業に基づく再分配が行われている現実を示す。結局ダブルケアは、追加的ケア分担からの男性の排除とフリーライド(ただ乗り)の持続は、男性の労働市場での相対的な強固な地位と、全生涯にわたる女性の副次的労働者の地位の社会的権力が、家族内に投影されたものである。つまり、「誰がケアをするのか」をめぐる、社会的優越的地位と権力を持つ男性は除外され、さらに持つことを期待されている若い世代の女性の負担が長期間二次的であり、周辺的地位に固着された中高年女性に転嫁される不平等な権力の再編がダブルケアとして示されている。

これまで社会権の議論で、労働権とは労働する権利（労働参加することができる権利）だけでなく、労働を拒否する権利（別の方法では、労働をしていなくても生きていくことができる権利）を意味してきた（Weeks, 2011）。このような社会権の議論は、ダブルケアの問題も同様の論理で適用しなければならない。これまでケア権は、（十分な）ケアを受ける権利、ケアすることができる権利のみを強調されてきた。過度のケア中心の生活の束縛から抜け出すことができない中高年女性のダブルケア事例で示すように、社会的不正義によって生じた抑圧と支配によって過度のケアを強制されない権利保障が切実に必要である。

## 結 論

本論文では、ケア危機とケア空白の問題に対して、社会的ケア政策が長い間存在してきた不平等と不自由にしっかりした対応をしていないことにより、ケア責任が不公平に分配されて特定の集団に集中的に付加されたゆえに表出した問題が、ダブルケアであると示した。韓国の中高年女性は労働市場に不完全に結合されているがゆえに、ケアニーズが追加で生じると、ケア予備軍のように新たに生じた余剰ケア労働を実行する役割を担う経路依存に陥っている。それゆえ、女性の教育水準の向上と経済活動への参加が増えても、女性がケアをしなければならないという構造は全く変わらない現状がある。社会的ケア政策の拡大の中でも満たされないケアニーズは、男女間のジェンダー平等な分担がなく、階層、人種（民族）、世代を軸にした女性の間で分担され再編される不正義が持続している。本論文では、若い世代のケアの責任が中高年世代の女性に転嫁される世代の不正義問題に焦点を当てた。男性のフリーライド（ただ乗り）中に、20～30代の女性の「ワンオペ育児」は終わらず、50～60代は老父母ケアに追加された「黄昏育児」で、女性の全生涯にわたるケアの鎖は持続される。つまり、社会的ケア政策が、有給労働市場をサポートする政策につながり、労働市場での地位と権力によって生じた不平等を持続させ、さらには、その秩序を温存させる役割をしている（ソンダヨン, 2013）。社会的ケアの拡大の中で、家族が分担するケアの総量が減ったのは事実である。しかし、労働市場中心の生活の優位性の中で、残された児童養育が、成人した子どもの世代の男女間で分担されず、中高年世代の女性のケア責任として転嫁され、性別、世代別に重なった不平等と不正義が再生される。

フレイザー（1994）は、正義論で男女平等の正義は、女性が（労働市場を中心に生きていく）男性と同じ生活を生きていく普遍的稼ぎ手モデル（universal breadwinner model）も、女性と男性の相違を認める介護者と同等地位モデル（caregiver parity model）も可能ではなく、男女両方が有償労働と無償労働を一緒に行いながら、人間として根本的にしなければならないケアをする普遍的ケア提供者モデル（universal caregiver model）を介してのみ可能であると主張した（Fraser, 1994）。どのように普遍的ケア社会を達成するのかということをとロント（2013）は、「一緒にケア（caring with）」だと答えたことがある。「一緒にケア」は、これまでケア分配における隠蔽された社会的権力関係を可視化する。すなわち、男性は労働市場での強固な地位とそれに基づいた権力のために継続的にケアにフリーライド（ただ乗り）しており、女性は労働市場での副次的地位により絶えずケアを無償で、または低賃金で行ってきた。近年、若い世代の女性が労働市場で生き残るためには、

より高い地位に進むために、新しいケア権力の下部構造が作られている。その中の一つが下層の女性によるベビーシッター（nanny）労働であり、もう一つは、中高年女性（親）が、既存の若い世代がした孫ケアまでさらに抱えるダブルケアである。ダブルケアは、単に中高年の母の娘や嫁のための愛と献身ではなく、ケア再分配という権力の地形に触れられずに生じた構造的不正義の結果である。

制度的不正義によって生じている世代間ケア再分配は、三つの点で問題となる。まず、ケア責任の社会化は、ケアを家族内の女性の責任として見てきたシステムから、ケア責任を家族と国家と一緒に共有する体制に変化させるものである。しかし、事例調査で示されたように、国家が大きな空白で残したケアを、祖母である中高年女性が抱え込む現実が再生産されている。すなわち、ケア責任の世代内分配がなされずに（女性→女性+男性）、世代間で再分配される不正義は、依然としてケアが「女性（母親+祖母）」がする必要がある、最終的には家族で解決しなければならないという性役割イデオロギーおよび家族主義の規範を再生産して維持させる。第二に、男性のケア役割の比重の増加なしに、若い世代の女性へのケア責任転嫁は、男女平等なジェンダー秩序への変化も遅延させる。先進国でのケアの社会化政策は、家族から国家への責任分担のような脱家族化と、祖母から親への脱ジェンダー化志向を明確にしている。これにより、私的領域のジェンダー間の不平等を実質的に減少させることを目標としている。第三に、ケア責任の世代間再分配は、中高年女性を無償または低賃金ケア提供者として新たに動員し、ケアにフリーライド（ただ乗り）する資本主義システムを持続させる。これにより、無償、あるいは低賃金ケア労働に依存してのみ作動しうる資本主義システムにおける再生産の構造的問題を隠蔽する。

定年退職があるようにダブルケアにも定年がなければならない。もちろんケアは人間の基本的な生活の原理であるため、ケア行為の中断はない。しかし、ライフサイクル上、中高年世代となると、徐々に他人のケアと一緒に、自分のケアの時間の確保や過剰なケア（労働）を拒否することができる権利が与えられなければならない。また、有償労働市場への参加も自由に選択することができるようにしなければならない。労働市場を抜け出し、家族をケアすることができように、育児休業、家族休暇制が制度的に強化されるように、家族内ケアから抜け出し、自分をケアすることができるように、ダブルケアを拒否する権利が必要である。中高年女性が老父母ケアに加え孫ケアをするダブルケアは、東アジア諸国の家族主義で説明できる余地があるが（Ochiai, 2014）、社会的ケア政策がきちんと制度的変化を推進できなかったことにより生じた不正義な現実の投影体である。（中高年）女性に労働-ケア-余暇/リラクゼーションを均等に享受することができる自由を、男性には労働-ケア-余暇/リラクゼーションを分けて分担する平等な構造を通じて、社会の不正義を解消することができる。性別賃金格差の解消と、長時間労働慣行の撤廃から、信頼して安心できる適正な水準の保育施設の拡充、男女ともに利用することができる実質的な育児休業制度の拡大を含む、全般的な社会政策の改革は、性別、階層別、人種（民族）別、世代別に傾いた社会正義を正す土台となるだろう。

（そん・だよん 仁川大学校社会福祉学科教授）

（べく・ぎょんふん 仁川大学校社会科学研究院研究員）

（そうま・なおこ 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

【補遺】

本研究は日本学術振興会科研費（基盤B）「東アジアにおける介護と育児のダブルケア負担に関するケアレジーム比較分析」（24310192）、「ダブルケア責任の世代間ジェンダー比較分析：自治型・包摂型の地域ケアシステム構想」（16H03326）、横浜国立大学経済学部アジア経済社会研究センター助成研究の成果である。

【参考文献】

英語

- Boyczuk, A.M. and Fletcher, P. C. (2016) “The Ebbs and Flows : Stresses of Sandwich Generation Caregivers,” *Journal of Adult Development*, 23, 51-61.
- Duffy, M. (2005) “Reproducing Labor Inequalities : Challenges for Feminists Conceptualizing Care at the Intersections of Gender, Race, and Class,” *Gender and Society*, 19 (1), 66-82.
- Esping-Andersen, G., Gallie, D., Hemerjick, A., and Myles, J. (2002) *Why We Need a New Welfare State*, Oxford : Oxford University Press.
- Esping-Andersen, G. (2009) *Incomplete Revolution : Adapting Welfare States to Women’s New Roles*, Polity.
- Fraser, N. (1994) “After the Family Wage: Gender Equity and the Welfare State,” *Political Theory*, 22 (4), 591-618.
- Gilligan, C. (1982) *In a Different Voice*, Cambridge : Harvard University Press.
- Held, V. (2006) *The Ethic of Care : Personal, Political, and Global*, Oxford : Oxford University Press.
- Jenson, J. and Sineau M., (2003) *Who Cares? Women’s Work, Childcare, and Welfare State Redesign*, Toronto : University of Toronto.
- Kittay, E. (1999) *Love’s Labor : Essays on Women, Equality and Dependency*, New York : Routledge.
- Ochiai, E. (2009) “Care Diamonds and Welfare Regimes in East and South-East Asian Societies : Bridging Family and Welfare Sociology,” *International Journal of Japanese Sociology*, 18, 60-78.
- Ochiai, E. (2014) “Unsustainable Societies : Low Fertility and Familialism in East Asia’s Compressed and Semi-compressed Modernities,” in *Transformation of the Intimate and the Public in Asian Modernity*, eds. Ochiai, E. and Hosoya, L. A., Leiden : Brill, 63-90.
- Parreñas, R. S. (2015) *Servants of Globalization : Migration and Domestic Work* (2nd edition), Stanford University Press.
- Soma, N. and Yamashita, J. (2013) “The double burden of care in Japan : Emerging new social risks of women providing both elderly care and childcare,” presented at the EASP 11th International Conference, Hong Kong.
- Tronto, J. (2001) “Who Cares? Public and Private Caring and the Rethinking of Citizenship,” in *Women and Welfare : Theory and Practice in the United States and Europe*, eds. Hirshmann, N. and Liebert, U., New Brunswick, New Jersey, and London : Rutgers University Press, 65-83.
- (2002) “The “Nanny” Question in Feminism,” *Hypatia*, 17 (2), 34-51.
- (2013) *Caring Democracy : Market, Equality and Justice*, New York University Press.
- Weeks, K. (2011) *The Problem with Work : Feminism, Marxism, Antiwork Politics, and Postwork Imaginaries*, Durham : Duke University Press.

韓国語

- キムヤンジョン (2015) 「ケアの世代転嫁——全日制雇用夫婦の祖父母養育支援を中心に」『韓国女性学』31 (4), 87-145。
- ベクギョンフン (2017) 「中産階級の長時間保育離脱に起因する男女の平等遅延——学習中心母性と児童期の形成」『韓国女性学』33 (1), 157-200。

- ベクギョンファン・ソングヨン・ジャンスジョン (2017) 「『ケア民主主義』の観点から見た保育政策」『韓国家族福祉学』57, 183-215。
- 保健福祉部 (各年度) 『保育統計』。
- 保健福祉部 (2018) 『全国保育実態調査 (世帯調査報告)』。
- ソングヨン (2010) 「『自由選択』政策の設計内の階層とジェンダーの問題——韓国保育政策の形成と再編を中心に」『韓国家族福祉学』28, 347-378。
- ソングヨン (2013) 「女性主義の観点から見たライフコース別福祉とケアのパラダイム」『フェミニズム研究』13 (1), 93-129。
- ソングヨン (2014) 「ケアの社会化と福祉国家の遅延」『韓国女性学』30 (4), 119-152。
- ユフィジョン・イソル・ホンジス (2015) 『共働き世帯の乳児養育のための祖父母子育て支援活性化方案の研究』韓国女性政策研究院。
- ユンホンシク・ソングヨン・キムインスク (2011) 『家族政策——福祉国家の新たな展望』共同体出版社。
- イユンジン・グォンミギョン・ギムスンジン (2016) 『祖父母乳幼児孫育ての実態と支援方策の研究』育児政策研究所。
- チェヨン・シムギョンス (2014) 「中・高齢層の女性の老父母介護と経済活動への参加」『韓国社会福祉学』66 (3), 277-295。
- チェイニ・キムヨンラン・ヨムジヒェ (2012) 『100歳時代へ向け女性, 高齢者の家族介護と支援策の研究』韓国女性政策研究院。
- チェイニ (2014) 「孫ケアが女性老人の生活満足度に及ぼす影響——ケアに対する自発性と主観的評価を中心に」『家族と文化』26 (4), 118-138。